

【解説】

「都市計画税ってなに？」

「都市計画税」ってあまり聞いたことのない言葉ですよね。野々市市では、令和4年度から都市計画税を0.15%から0.2%に改定することとなりました。今回の税率改定をきっかけに、「都市計画税」について考えてみましょう。

その1

都市計画税って？

道路や公園などの街並みを整備する目的で課税されるもので、それ以外の目的には使うことができない「目的税」です。市街化区域内の土地や家屋に課税され、固定資産税と一緒に納めていただいているです。

その2

都市計画税の歴史

昭和31年に国で制度が作られ、税率は0.2%を上限としてそれぞれの市町村で定めることとされました。

野々市市では昭和40年に0.1%の税率で制度を開始し、昭和44年に0.15%に税率が改定されています。

その後、国では昭和53年に税率の上限を0.3%まで引き上げましたが、野々市市では昭和44年以降も0.15%の税率を維持してきました。

その3

なぜ税率が改定されるの？

現在、市の街並み整備などに必要な経費は都市計画税の不足のため、毎年その他の市税から補填して行っています。老朽化する生活インフラの更新、行政需要の拡大、自然災害や新型コロナウイルス感染症への対策などで、市税をはじめとする一般財源の確保がますます重要になっています。このことから、都市計画税の税率を見直し、今後の良好な住環境の整備に備えることとしました。

まちの移り変わり（文化会館フォルテ前）

公園ができたり、お店が増えたり、まちがステキになることで、野々市の魅力がアップしてるの～♪



市街化区域（しがいかくいき）

すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。野々市市では、面積13.56平方キロメートル中、10.46平方キロメートルが市街化区域となっています。

野々市市	国
昭和40年	0.1%
昭和44年	0.2%
昭和53年以降	
令和4年度以降	0.2%